

直はもと職號なりしもの、姓なりしならん、其職なりしきのさまは、其業々をみづからなせ、しなへに、阿多比延の號つきし也、阿多比は授にて、授兄又は予兄の意なるべし、さるから其意を得て、直或費字を當し也、如此卑事に近き職なりしから、其人にたへたる事を任されしかば、姓氏錄に直姓の氏々は、職號と地號と相半してみえたり、直職より夫々の業にたへしものを撰定て、事職又國事を授給へりし也、阿多比のこそこのころないはんに、物を得て其替りをまたせるを、今も阿多比さいへり、こはたゞに其物に相替れるの義なり、直の職モトに相替るの義にされる號なり、故氏號に、職及地號の相半して殘れるにて思へ姓となりても舊卑職なりしから、最下の姓とせられたり、されどこれより出身せるは太古遺制なればにや、神護景雲二年夏四月乙酉、伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人、賜姓伊豫賀茂朝臣、又秋七月壬午、武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰、八月辛酉、近江國淺井郡從七位下桑原直新麻呂、外大初位下桑原直訓志必登等、賜姓桑原公、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午、大隅直賜姓曰忌寸、とみえしは、みな其等をこえてなりのばれるにて思ふべし、こたび伴造の下に序次せしものは、舊職號の時のさまと、史姓よりは直姓に轉れど、外の姓よりうつりたることなきをもて、如此は定めつる。

〔日本書紀二十九天武〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓作八色之姓、以混天下萬姓、○中五曰道

道師

〔釋日本紀十五〕道師

私記曰、師說未詳、

〔倭訓栞中編二十五〕みちのし、道師とかけり、天武天皇の時八姓を立て、天下の氏姓を混同したまへり、その第五なり、或の説に、神道王道を教ふるの師といふことなりといへり、されど國史及姓氏錄などに此かばねは見えず、